

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年12月25日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：16件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	発電機自動電圧調整装置室の空調機（B）運転中において、「空調機故障」の警報発生、予備機の自動起動が認められたため、当該空調機（B）を点検・修理	D	
2	2号機	原子炉格納容器雰囲気モニタ系の点検時、格納容器採取ガス除湿器用冷却ファン（A）の動作不良が認められたため、当該ファンを交換	D	
3	2号機	主蒸気系ドレン排出配管フローグラスにおいて、ガラスの破損が認められたため、当該フローグラスを点検・修理	D	
4	3号機	放射性廃棄物処理建屋床ドレンサンプルタンク点検時、タンク内面のゴムライニングの一部に割れ、剥離が認められたため、当該ライニングを補修	D	
5	3号機	空調用ユニットヒータ（ほう酸水注入装置室）の加熱蒸気入口配管ドレントラップにおいて、動作不良（開固着）が認められたため、当該ドレントラップを点検・修理	D	
6	3号機	残留熱除去海水ポンプ（C）において、グランドリークおよびパッキン増し締めしろ不足が認められたため、当該ポンプグランドパッキンを点検・修理	D	
7	4号機	復水再循環配管流量調整弁前弁において、開閉ハンドル用ギアカバーボルトの外れ（4本中1本）が認められたため、当該ボルトを取付	D	
8	4号機	照明分電盤の所内ボイラトレースヒータ（配管保温用）電源において、漏電遮断器の動作が認められたため、当該電源回路を点検・修理	D	
9	4号機	補助海水ポンプ（B）において、グランドリークおよびパッキン増し締めしろ不足が認められたため、当該ポンプグランドパッキンを点検・修理	D	
10	4号機	タービン建屋補機冷却系熱交換器（B）海水側ドレン弁（1台）において、シートパス（1秒／1滴程度）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
11	4号機	主タービン潤滑油圧力計器収納箱内において、主油ポンプ吐出圧力信号変換器ユニオン部より油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
12	5号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器入口導電率計において、指示不良（手分析値との相違）が認められたため、当該導電率計を点検・修理	D	
13	6号機	循環水配管電気防食装置において、電極の電位制御範囲に外れ（1箇所）が認められたため、当該電極を点検・修理	D	
14	集中環境施設	雑固体廃棄物減容処理建屋排気筒放射線モニタにおいて、よう素フィルタ交換時、フィルタホルダ蓋の留めネジに摩耗が認められたため、当該ネジを交換	D	
15	集中環境施設	計器設定に関する確認において、再生廃液濃縮器（B）液位他の計器仕様表記の計器測定範囲等他1件に誤記が認められたため、対応検討	C	
16	その他	水処理設備ろ過装置の加圧用スカム掻寄機（C）グリス補給装置において、補給口レバーに固着が認められたため、当該レバーを点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉停止</li> <li>・ 発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・ 非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・ 火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・ 原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・ 主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・ 人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常小修理 など</li> </ul>

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで